

ちちぶ

2014.11.10

第 38 号

# 市議会だより



荒川学童保育室

## 9月定例会

- 水道事業給水条例の一部改正の可決

## 10月臨時会

- 一般会計補正予算（第6回）の可決  
（庁舎等建設に関する補正予算）

あいらしくて

らぶりで

かわいらしい

わが学童のアイドル達♡

みんな揃って

♪ Happy Birthday!!

今日は楽しい 誕生日会♡

発行：秩父市議会

編集：市議会だより編集委員会

秩父市議会事務局 〒369-1592

秩父市下吉田 6585-2

☎ 0494-72-2122

# 9月定例会の議案質疑

※ 9月定例会（9月9日から25日まで開催）では、市長提出議案29件のほか、議会基本条例制定特別委員会の設置についての決議を含めた議員提出議案3件、請願3件を審議しました。

## 25年度一般会計決算

**問** 空き店舗対策事業補助金返還金の内容は。

**答** 空き店舗事業補助金返還金12万5千円については、24年度に空き店舗改修費用の補助を受けた事業者が交付要綱では補助金交付後、営業期間2年以上となっていないところ、期間を満たさずに閉店したため、月割りにより10か月分の補助金返還を受けたものである。

**問** (株)龍勢の町よしの経営状況について、今後の対策はどのように考えているか。

**答** 25年度も直売所の販売額の減少により、経営状況も好転せず運営資金に行きづまってしまった。このため、26年3月に無利子で3千万円の貸し付けを行った。据え置き期間3年、償還期間は10年である。龍勢の町よしの今後の対策では会社の経営方針に基づいて経営改善に取り組むよう指示を行なった。具体的には次の3つを柱として経営改善に取り組んでいく。

一つは不採算施設であるみどりの村農産物販売所およびキャンプ場、ならびに釜の上の直売所の休止、あるいは縮小。二つ

目は人件費として正社員1人とパート職員の削減。三つ目は秩父市雇用創造協議会と連携した新商品の開発。今後も龍勢の町よしだと協議を重ねて経営改善に取り組んでいきたいと考えている。

**問** 公共施設調査業務委託料9百万9千円について、委託調査の状況は。

**答** 公共施設調査業務は、公共施設のファシリティマネジメントを進める上で、施設の状況を把握する必要があるので、24年度に(財)地方自治研究機構との共同研究を行い、施設の「簡易性能診断」として始めたもの。24年度は15施設について、市内の設計事務所に診断を委託。25年度は69棟の建物について、埼玉建築士会秩父支部に委託して「簡易性能診断」を実施。全額、国の補助金を充当し、当市の持ち出しはなし。

**問** 防犯灯設置工事LED化の進捗状況は。

**答** 市が設置した防犯灯2842基の内、25年度に新設した40基についてLED防犯灯を設置。26年度も新設要望のあった46基にLED防犯灯の設置を進めている。進捗率は3%になる見込み。既存の防犯灯もLEDに交換していく必要があり、より効果的で有利なLED化を検討している。

**問** 産業労働者住宅資金貸付制度融資預託金4千万円の利用状況は。

**答** 26年3月現在、預託金4千万円の内3393万9千円を利用いただき、合計39件9129万8千円を貸付中。

**問** 木質バイオマスエネルギー事業の現況について、環境学習等の来館者数とバイオマス発電施設の現況について。

**答** 秩父バイオマス元気村発電所の視察者は、24年度が1254人、25年度が1033人となっている。稼働した18年度からの合計は1万2163人。

ちちぶバイオマス元気村発電所は、26年3月15日に原因不明の火災が発生してから、運転を停止しており、今後の管理運営については現在検討中である。運転を再開するとした場合、修繕にかかる費用および必要なランニングコストを積算しなければならぬ。また、このまま廃止するとした場合、国庫補助金の返還金を計算するとともに、その影響を考慮しなければならぬ。現在、埼玉県および林野庁と協議中であり、今後慎重に決定したい。

**問** 教育相談事業、非常勤職員報酬の内訳は。

**答** 小学校から中学校では事務員やふれあい学級、中学校においてはさわやか相談員、図書室司書等の他幼稚園園長、パート職員の報酬となっている。

## 水道事業給水条例の一部改正

**問** 改訂後の水道料金は、秩父地域四町と比べてどうなるのか。

**答** 現在、家庭用メーター口径13mmで月30m使用した場合、皆野・長瀬上下水道組合が5375円、横瀬町が4300円、秩父市が4160円、小鹿野町が3350円である。改定後、秩父市は4730円となる。

**問** 広域化後の料金設定はどうなるのか。

**答** 統合する際に標準的な料金を決め、5年以内の料金統合を検討。

**問** 低所得者、中小企業などへの料金の減免措置は。

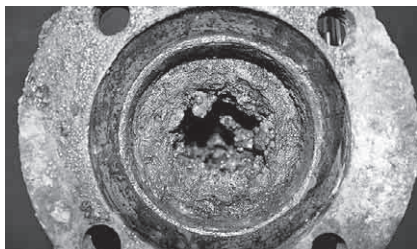
**答** 水道法で平等的な取り扱いが原則。特定の水道利用の階層の料金を引き下げると別の階層の料金をあげバランスをとることに。水道料金だけで配慮するのは難しく、生活保護や市民支援、産業支援の観点から今後も協議していきたい。

**問** 施設維持等に関する固定費と新水道料金の設定に対する見解は。

**答** 水道事業は施設産業であり固定費割合が9割を占める。今回の改正で基本料金から27.5%。



(吉田総合支所3階)



老朽化して内部が腐食した水道管

残りを水量に応じた料金から固定費へいただくことになる。国の指針は、将来の給水量減少を踏まえ固定費を基本料金から9割程度、残りを水量に応じた料金からとなつていくが、全国平均は3割程度である。秩父市としては従前が20%であることを踏まえ全国平均を下回る割合となる。

**問** 現在、水道料金は2ヶ月に一度の検針により銀行から引き落としされる。それを検針は2ヶ月のままで、引き落としを毎月引き落とすという考えがあるか。

**答** 経営審議会からも料金を支払う方々の負担を下げるために、検針は2ヶ月のままで、毎月支払うような形にできないかという意見をいただいているところである。やはり当局としても、負担

### 一般会計補正予算

**問** 水痘予防接種委託料802万5千円、定期肺炎球菌予防接種委託料553万1千円、それぞれの予定人数、委託単価、要綱等の内容について。

**答** 肺炎球菌助成事業については、26年度より国の助成制度が充実され、一人あたりの単価6500円となり、予定人数1229人分の増額補正によるものである。

**問** 農業総務費負担金3億6千万の内容は、また秩父地域鳥獣対策協議会

を下げるという方向で検討していく必要があると考えている。2ヶ月に一度を毎月にするこの経費の増加とバランスをよく見て、今後とも引き続き検討していきたいと思っている。

**問** 現在の2ヶ月に一度の検針を3ヶ月に一度の検針とし、引き落としを毎月とした場合、経費は削減できると思うがその考えはどうか。

**答** 検針の経費につきま

**問** 道路新設改良費の9百万は。

**答** 荒川小野原9号線の改良工事を設計したら、山側の擁壁部分に追加がでたための補正である。

**問** 旧庁舎跡地の安全柵使用料235万9千円が計上されているが、期間と単価は。また、今回の補正により当初予算の196万6千円と合わせ432万円となる。25年度決算では財産管理費として157万5千円となっており、この対比においても2.74倍の高額となっている理由について

**答** 農業費は2月の雪害によるハウスの撤去80棟、再建70棟の補助金である。さらに、総務費鳥獣対策補助金は、田村地区の動物の緩衝帯整備費および大滝地区に、実証実験で大型箱わなを設置するもの。



9月定例会本会議の様子

**答** 「資材の高騰」とのリース会社の説明であり、期間は26年10月から3月までの間とする。

**問** 普通教室空調設備設置実施設計業務委託料278万1千円が計上されている。この委託内容については。また、全校を対象とすることはできなかったのか。

**答** 過密割合の高い学校から手掛けたい。順次設置していく方向で考えている。

**問** 防火水槽築造工事百万円の補正の理由と場所

**答** 当初、予定していた蒔田地区の防火水槽の移設工事が、地権者の都合で取り消しとなったため、要望のあった寺尾地区防火水槽について撤去新設工事を行いたいものである。なお、当初予定の蒔田地区については県の工事であり、撤去費用については県の予算で行うため撤去費は計上していないが、今回、寺尾地区に防火水槽を新設するに当たり撤去費百万円を補正予算として計上した。

**問** 放課後児童対策事業のクラブ室建設費補助金の対象は。

**答** 社会福祉法人「恵明会」で行う児童保育事業で、補助対象の三分の一を超える部分を補助するものである。

**問** 聖地公園整備事業の土地購入費について、購入地の場所と今後の聖地公園全体像は。

**答** 聖地公園の墓地に隣接した場所であり、今後については、大きな増設の計画はないが、この土地は色々な用途に使える。

**問** 中心市街地活性化事業の商店街まちづくり事業補助金の詳細。

**答** 国の商店街ハード支援整備事業で、中町商業会の防犯カメラ14台と東町商店街協同組合の64基の街路灯のLED化である。

**問** 建物損害共済金について、雪害修繕と思うが、概要と今後の予定は。

**答** 大雪の被害にあった市有物件68件の内の11件について今回交付されるもので、被害は屋根、雨

樋等で、他の物件についても、今後計上していく。

**問** ふれあいセンター管理運営事業の修繕費の内容と、高齢者福祉交流施設事業の修繕費の内容について。

**答** ふれあいセンターの修繕費については2月の雪害により屋根の修繕にかかる費用である。高齢者福祉交流施設事業については、影森交流センターの屋根と雪止めの修繕。湊流荘のふる修繕。高篠福祉交流センターの自動ドア修繕。大滝福祉交流センターのふる修繕である。

**問** 保健センター事務費、骨髄移植ドナー支援事業助成金の内容について。

**答** これは25年9月、埼玉県議会へ提出された「県民の健康を守り、ドナーの骨髄提供をしやすい社会環境作りをはかる、骨髄バンクドナー助成制度創設を求める請願書」が採択され、市町村が実施主体となり、26年10月より実施をするものである。骨髄末梢血幹細胞を提供した者に、提供のために要した日数（7日を限度）1日につき2万円を助成するもので、予算は2万円×7日間×1名分で14万円を計上している。

# 9月定例会の討論

9月定例会最終日(9月25日)

議案および請願に対する討論が行われました。討論とは、採決の前に、議題となつてゐる議案に対し、賛成・反対の会派、個人の意見を表明することです。

## 水道事業給水条例の一部改正

**反** 対

提案理由は、老朽化した水道施設の耐震化を高め、将来にわたる市民への安定給水と経営健全化が図られるようにとつたものであるが、残念ながらこれまでの市民説明会をはじめ、特別委員会の審議説明の中でも、料金改定の必要性の説明に終始し、この提案趣旨・理由で述べているような内容の説明・審議は19日の委員会ですらと緒についたばかり、十分に尽くされたとは言えない。今回の料金改定により、少なくとも今後5年間の老朽管の更新計画・有収率改善の見込み・財政状況の改善見込みなど、具体的な将来像・見込み・希望が示されなければ、到底市民の理解は得られないばかりか、継続的な料金改定の不安を払しょくできない。本案は、継続審査に付し、さらなる検討が必要で

あることを主張し反対する。

**反** 対

現在の改修計画が将来の給水に見合つてゐるか精査の余地がある。本格的な水道広域化の計画策定の後、市の水道施設の更新や料金値上げの是非の検討はされるべき。

総務省から各自治体に通知された「公営企業の経営に当たつての留意事項について」の中では、水道事業等の地方公営企業に対し、中長期経営戦略の策定を強く求めている。市は体系的な中長期の経営計画を示しておらず、今回の値上げにより水道事業がどのように安定していくのかが不明確。明確な経営計画を示すべき。

地方公営企業法では「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあり、一般会計からの繰入を妨げるものではないと判断できる。新庁舎建設に充てるため既に42億円積み立てられてゐる公共施設整備基金を繰り入れる等、水道料金の値上げを避けるためのあらゆる手段を尽くしたとは言えない。

以上3点から本案は継続審議すべきと考える。

**賛** 成

この議案は市民生活に影響を及ぼす非常に重い議案であり、特別委員会は6月議会閉会後の休会中に4回の会議を開催し、多くの資料請求をして水道事業について調査を進めてきた。その中で、水を多く消費する企業が再利用する装置を設置、節水意識の浸透、老朽管での漏水等から年々給水収益が減少したこと、浄水場改修等施設更新費増大、料金改定の遅れ、簡易水道事業の会計統合等が水道事業会計の赤字経営の要因である。これを解決するには、料金改定以外にはないと思う。議案審議の中で、継続審査の意見もあったが、さらに継続しても委員会の内容より充実した審査を超えることは不可能であると考え。今後、水道事業の広域化による県水道への統合、さらに、国庫補助金制度の広域化促進補助金を活用していく方向へ進めていくのが最善だと思う。よつて今回の条例改正に賛成する。

**反** 対

今回このように差し迫つた事態の中で、大幅な料金引き上げ提案をせざるを得ない事態に至つたのは、その時々で適切な対応を取るべく、先送りしてきたことの結果であり、これは水道事業のみならず市行政全体の責任であり、それは行政に対するチェック機能の役割を果たすべき

私たち議員自らの責任でもあるということである。

漏水が頻発している老朽石綿管の敷設替えなど急を要する対応が求められてゐるとしても、この大幅な料金引き上げで最も大きな影響を被る水道水を多量に使う菓子製造業者等地域雇用を中心で支えている中小事業者や低所得層の方々に対する料金の減免や補助など一定の緩和措置が必要である。こうした補助や減免は実は他の自治体ですでに実施している制度であり、秩父市においても料金改定提案と同時にその措置を執るべきである。

よつて、この措置が執られないまま、水道料金のみ改定することについては、市民生活に抜き差しならない深刻な影響を与えかねないことから条例改正に反対する。

**賛** 成

秩父市の水道事業は、老朽化した水道事業の更新・人口減少に伴う給水収益の悪化で経営はきびしい状況にあることは皆さん、ご承知のとおりである。

誰でも公共料金の値上げは「いや」である。しかし、これから秩父市に住み続ける子々孫々まで、「安心・安全な水を安定的に供給する」ため将来を見据えての投資である。

また、今後秩父地域の広域化も検討されている。1市4町での広

域水道事業として整備し、ゆくゆくは埼玉県の水道事業との連携化を目指していくことがこの地域にとって最も重要と考えている。

将来の秩父地域の基盤整備としての水道料金改定の本議案に賛成する。

### 重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

**反**  
**対**

秩父市では年間約85名程度の方がこの認定を受けており、その三分の二は、65歳を過ぎてから新たに障害認定を受けている方々であることが明らかとなった。また、65歳以前は障害3級以下であったも、加齢に伴って重度化するケースも考えられることや、県の試算によるこの制度から締め出される人が年間1万3000人程と推計されていることから、県人口と秩父市人口との比較で考慮するとこの制度から締め出される人数は更に多くなることも容易に想像できる。消費税が増税で、市は使用料・手数料の値上げも行い、加えて年金支給額の引き下げ、高齢者負担増が続きます、そうした中で国の社会保障改悪と一体になった市民負担増につながる本条例の一部改正に反対する。

### 一般会計補正予算

**反**  
**対**

旧庁舎跡地の安全柵使用料は25年度決算では157万5千円と報告されている。単純比較すると1・97倍である。資材高騰とか様々な要因だが、継続契約物件であることからしても、上昇率が異常であること、また、当初予算額199万6千円は、今年4月から9月までの6か月間分、今回補正の113万9千円は10月から27年3月までの6か月分と考えるのが妥当と思われるが、資材高騰などその間の説明との整合性がつかないこと、加えて言えば、議案質疑では月々のリース単価が、従来15万円であったものが27万3千円となったとの説明に整合する算出方式も明らかでないことなど、様々な疑問が払しょくできないまま、この増額補正計上を認められないところから本案に反対する。

### 「水道料金の値上げに関する条例の撤回を求める請願」を不採択とした委員会結果に関して

**反**  
**対**

①人口減少と水需要との関係に見合う事業計画となっていない。  
②浦山ダム建設費負担金等に対する市の負担軽減努力が見えない。

③漏水など事業そのものの在り方に関わる疑問に込んでいる。  
④事業計画の将来像が見えず、継続的値上げの懸念を抱かざるを得ない。

本請願は、以上の4点を指摘し、水道事業給水条例の一部改正の撤回を求める内容となっている。

議案審査の中でも、本請願の趣旨と同様の指摘をし、継続審査とすべきであると主張したが認められなかった。

本請願に関しても、請願者の請願権を含め、願意妥当として採択を求めたが不採択とされた。

よって不採択とする委員長報告に反対する。

**反**  
**対**

「秩父市水道事業給水条例の一部を改正する条例」に対する反対討論と同様の理由から、水道水を大量に使う中小事業者や低所得者層の方々に対する料金の減免や補助などの手当がなされないまま、水道料金を大幅に引き上げる同条例は撤回すべきであり、これを不採択とした水道事業調査特別委員会委員長報告に反対する。

### 「国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願」を趣旨採択とした委員会結果に関して

**反**  
**対**

日本の全ての原子力発電所が停止して1年が経過した。既に世論は脱原発と再生可能エネルギーへの転換に向かっている。

二〇一四年の大飯原発差し止めに関する福井地裁の判決文は「原子力発電所を稼働することは、法的には電気を生み出す手段である経済活動の自由であるが、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体である人格権よりも下におかれるものである」とし「ひとたび事故がおきれば、人格権を広汎（※広くいきわたるさま）に奪う原子力発電所に、具体的な事故の危険が万が一でもあれば差し止めが認められるのは当然である。」と判断した。経済的な利益を得る為に多くのいのちを危険にさらす原子力発電所を動かすことは許されない。

当市は福島第一原子力発電所事故時の「最悪のシナリオ」で5万人の避難が想定された250km圏内。当事者として請願を捉えるべきである。

原発労働者を取り巻く環境は想像を絶するもので、健康管理について国は責任を持つべき。再生可



能エネルギーへの転換と雇用創出は市の方向とも合致しており、請願の通り採択すべきと考える。

**反** 対

原発エネルギーの危険性については、関西電力大飯原発の運転差し止めを命じた5月21日の福井地裁の判決に端的に集約されており、判決文では明確に原発エネルギーの危険性について述べている。

こうして、原発エネルギーが未だ人類のコントロールの及ばないものである限り、これを是とすることは再びチェルノブイリやフクシマの悲劇を繰り返すおそれがある道を選択することに等しく、それこそあまりにも樂觀的過ぎると言わなければならない。

よって、国に原発エネルギー政策の転換を強く求める意見書を提出することは当然にして必要な行為であり、意見書の提出に至らない趣旨採択と決した総務委員長報告に反対する。

**「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回と、戦争参加を進める立法措置を講じないよう求める請願」を不採択とした委員会結果に関して**

**反** 対

政府の権威や合法性が憲

法の制限下に置かれている立憲主義の立場から、戦地に自衛隊を派兵すること、戦争に日本国家が参加すること等、この国のかたちを大きく変える政治を行う場合には憲法の定めに従った手順と手法が必要である。

議会の審議もほとんど経ず与党協議で決定した今度の集団的自衛権の行使容認の閣議決定は民主主義国家として認められない。

日本国憲法は第9条だけではなく体系的に軍勢力を排除している。第73条では内閣の職務を「行政」と「外交」としているが、他国の自衛を援助する為の集団的自衛権の行使は、行政や外交の範囲を超えた「軍事権」の行使であり違憲である。

武力の行使の「新3要件」は時の内閣によっていくらかでも解釈可能である。今後関連法案の整備、改正が予定されており自治体の条例改正も想像される。今後の立法措置が大きな分かれ道であり、違憲である今回の閣議決定に則った法整備は許されるものではない。これから秩父で産まれて育っていく世代に平和の種を蒔く為にも本請願を不採択とすることに反対する。

**賛** 成

新たな閣議決定の核心は、憲法第9条の下で認められる自衛の措置（武力の行使）について「新

3要件」を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じた点にあり、法の番人と呼ばれる内閣法制局長官によれば、憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらないと明言している。

また、安倍首相は、憲法第9条の下で許容されるのは「国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限度の自衛の措置としての武力行使のみ。」と断言した。

以上のように、今回の閣議決定の内容が請願の冒頭にあるような「内閣の憲法解釈により覆す、立憲主義に反するもの」ではないことは明らかである。したがって撤回する必要はなく、憲法第9条の持つ平和主義の精神や理念がきちんと堅持された中で、憲法解釈の基本を継承されているものであり、憲法の規範性は固く守られている。よって、閣議決定の撤回を求める趣旨の請願を不採択とすることに賛成する。

**賛** 成

近年、東アジアの安全保障情勢は急速に悪化している。近隣各国による軍事的挑発も後を絶たない。政府は限定的に集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈をした。この憲法解釈変更は、解釈によって改憲を行うものではなく、一内閣が行う憲法解釈の範囲を超

えているとは言えず、立憲主義に反しない。戦後、我が国は最小限の自衛力を保持し平和外交に努めてきたが、近隣各国情勢を見れば「自国が攻撃されなければ安全」という一国平和主義ではすでに日本国は守り切れない。日本国に脅威をもたらす周辺事態を排除するため、国外紛争により生ずる邦人救出の為に動した同盟国を支援出来ない事は国家として責任がないと言わざるを得ない。集団的自衛権は権利であり義務ではない。権利を保持しても、国民は高い良識を以て戦争に進むような事はない。しかしながら今後、周辺事態に対する外交交渉等決裂による最悪の非常事態を想定し備える事は重要である。以上の観点からこの請願を不採択とすることに賛成する。

**反** 対

まさに、世界でも高く評価されている憲法第9条があつたからこそ、日本は戦争に巻き込まれず、戦争に荷担することなく、今の平和と繁栄が守られてきたと言つて過言ではない。

よって、憲法第9条を根本的に変質させ、戦争への道を開く閣議決定の撤回を求め、戦争参加を進める立法措置を講じないよう求める請願は採択すべきであり、これを不採択とした総務委員長報告に反対する。

# 特別委員会の報告

## 水道事業調査 特別委員会

6月定例会で付託された議案1件、請願1件について報告する。

### ◆水道事業給水条例の一部改正

**問** 約54億2千万円の石綿管更新工事の内容は。

**答** 残り約50kmを耐震性の高い材質の物に替えていく。

**問** 料金改定による浄水場の更新工事の成果は。

**答** 橋立浄水場は貯留時間が約5時間であったが、基準の約12時間になる。自家発電設備が必要量の10%程度であったものが、浦山川第2取水場に取付けるなど、すべての計器類を賄う電力量に整備される。また、取水場と浄水場の導水管が老朽化しており、入替により改善される。建物も改修工事により、耐震性が高まる。ろ過方式の変更等で、濁度の高い時期も安定した給水ができる予定。

**問** 31億2千万円のA・Bルートで、Aルートが橋立浄水場から大野原交差点までの国道140号線。Bルートは秩父県土整備事務所から久那方面へ下り、コンビニを右折し東京電力までを整備する効果は。

**答** 老朽管から耐震性の高い管が入り安定性が高まる。また、大野原交差点と東京電力の前で、別所

系の配水管と橋立系の配水管の接続により、災害時に強いループ状の配水管網が整備され、片方の浄水場のトラブル時にバックアップができ、安全性が高まる。

**問** 有収率（※漏水せずに各家庭等へ届いた水の割合で、数字が高いほどよい）の向上は。

**答** 25年度に73・5%であった有収率について、年1%の向上を目指し、全国平均の90%まで上げる。

**問** 今後の継続的な値上げ防止策は。

**答** 定住自立圏構想で進めている水道事業の広域化を進め、広域化促進補助金の活用を考えている。

**問** 基本料金をもう少し上げようという議論はなかったのか。

**答** 全国平均は約30%、市は20%前後と低いので、27・5%程度でお願いしたい。

**問** 本管が皆野町や長瀬町まで将来接続していくと、口径300mmのパイプでいいのか。

**答** 水道広域化について、準備室が立ち上がり、将来の基本構想と基本計画を策定中である。

**意見** 橋立浄水場の工事改修で小水力発電を導入し、施設に必要な電気はそれで賄うというプランを考えていくべき。

**問** 17・5%の改定率の根拠は。

**答** 事業全体に必要な改定率は35%、その収益は約85億8千5百万円で、改定しない場合の収益は

63億5千9百万円。その差額が22億2千6百万円。5年間事業のため年間約4億5千万円の財源を試算。その財源に浦山ダムの負担金約1億5千万円、一般会計からの簡易水道負担金の平均額5千5百万円の復元、更に包括外部委託の導入により約2千万円の節減効果により合計2億2千5百万円を捻出し、4億5千万円に充当すると、残りは2億2千5百万円となり、その改定率が17・5%となる。

**問** 浦山ダム建設費負担金が途中で逆転した背景は。

**答** 県の負担金が3分の2から3分の1になったのは、「山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金交付要綱」の改正が平成11年に行われたため。

**問** 17・5%の改正案を作るのに、全利用者の数値を入れ替えてみたのか。

**答** 全世帯のメーターと水量等のデータを含め、算出して検証した。

**意見** 提案趣旨、提案理由に述べられている内容の説明審議は十分とは言えない。今回の料金改定の少なくとも5年間の老朽管の更新計画、有収率向上の見込み、財政状況がどう改善され、具体的な将来像が示されなければ、市民の理解は得られない。また、広域化の話があったが、経営の計画も十分で精査する余地がある。継続審査に付し、更なる検討が必要であ

ることを主張する。

○継続審査は否決、原案のとおり可決

〈請願〉

◆水道料金値上げに関する条例の撤回を求める請願

**意見** 中長期の経営計画がなく、将来的なビジョンが示されていない。公営企業法の第3条は、一般会計からの繰入を妨げるものではない。市庁舎建設に向かう前に、まず水道事業を安定させ、納得のいく審議をするために、この請願を採択することを求める。

**意見** この請願の4番目の項目に「市の事業計画は水道事業の将来像がほとんど見えず、今回の値上げは、将来へ続く継続値上げへの強い疑念を抱く。」とある。継続審査にすべきと主張したが採用されず、有収率の向上、更新計画の内容、財政状況がどのように改善され、将来像が見込めない状況で、請願文書の中の4つ目の項目が重要である。請願者の請願権を含めこの請願は採択すべきものである。

**意見** 公共の福祉についての意見があつたが、料金の値上げをしないことが公共の福祉ではなく、大きく捉えれば将来的に人類の存亡に係ることであるから、安定した供給が公共の福祉に資すると、捉えている。

○挙手少数により不採択

# 常任委員会の報告

## 総務委員会

9月定例会で付託された議案1件請願2件について報告する。

### ◆一般会計補正予算(第5回)

**問** 原谷地区ベタンクテラン簡易トイレ設置工事の完成後の管理は、また、トイレ設置工事が工事請負費になっているのは。

**答** トイレの管理は、諏訪町会と市で覚え書きを取り交わし、今後の管理、清掃等すべて諏訪町会で行う予定であり、また、新しく建物を作るということで、工事請負費にした。

**問** 文化体育センターの非常用自家発電装置は、災害時の停電により、消火ができないという事態が想定されるのか。

**答** そのとおりであり、自家発電装置が稼働しないと消火ができないため、今回、改修工事を計上した。

**意見** 災害があつたときにそれを最小に抑えることができるか、市の施設、特に福祉施設の総点検をお願いする。

○原案のとおり可決

### 〈請願〉

◆国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願

**意見** 原発を減らしていくことには賛成だが、再生可能エネルギー

がそれに追いつく状況ではない。この請願の趣旨には賛成するので、趣旨採択をしたい。

**意見** 秩父市も「環境立市」「再生エネルギーの推進」でエコタウンを表明している。採択していくことが大きなことと思うので、請願に賛成する。

**意見** エネルギー政策の抜本的な転換を求めるという趣旨を尊重し、この請願は採択すべきである。

**意見** 国でも最終的に原発ゼロという目標を持っている。請願の趣旨はわかるが、今の段階では、もう少し考える必要がある。

**意見** 趣旨採択では、意見書が提出されず、疑問を感じる。

○挙手多数により趣旨採択

◆集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回と戦争参加を進める立法措置を講じないよう求める請願

**意見** 日本という国が、世界の中でどのように責任を果たしていくのが重要であり、閣議決定には市民にはわかり得ない外交交渉があつたと考え、請願に反対する。

**意見** 平和を脅かすものは予防として自治体からも声を上げていくべきであり、自治体は市民の生活するところなのだから、責任があると思う、この請願に賛成である。

○挙手少数により不採択

## まちづくり委員会

9月定例会で付託された議案8件について報告する。

### ◆市道の廃止(山田地内)

### ◆市営住宅条例の一部改正

○以上2件は、原案のとおり可決

### ◆一般会計補正予算(第5回)

**問** 廣見寺脇にある市有墓地内水路改修工事は廣見寺へ返還する前に整備することだが、今回の工事後に返還できるのか。また墓地を利用していても返還することを知っているか。

**答** 大きな補修工事は市が行うことになっている。状況としてはこれまで利用者に対して説明会を行い、概ね同意がとれているので返還する段階にきている。

**問** 地場産品販路拡大事業委託料の内容は。

**答** 定住自立圏の事業の一環であり、インターネットによる秩父地域商品のPRを行うために販売サイトを構築する予定である。

**問** 企業誘致PR横断幕および動画作成委託料の内容は。

**答** 市民だけでなく観光や仕事で秩父市を訪れた方に、秩父地域全体で積極的に企業支援を行っていることをPRするため、横断歩道橋を中心に横断幕を設置するものである。動画作成については各団体が開催する企業誘致セミナー等

で活用する。

**問** 市役所本庁舎等建設費の解体跡地安全柵使用料は、当初のリース単価が月15万円であるのに、今回は27万3千円になった理由は。

**答** リース料が高額になるため、適正な金額について種々交渉を行ってきた。設置から3年近く経つので経年劣化により、各資材の損料が高額になっているほか、労務費や安全管理費、資材管理費なども高騰しているためである。

**意見** リース料が2倍近く高額になっている。本庁舎の建設に係ることは、市民へ詳しく説明するべきである。安全柵は必要だし、資材の高騰なども理解できるが、このような多額の予算には賛成できないので、この議案に反対する。

○挙手多数により可決

◆下水道事業特別会計補正予算(第1回)

◆農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

◆戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1回)

◆公設地方卸売市場特別会計補正予算(第1回)

◆駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

○以上5件は、原案のとおり可決



## 常任委員会の報告

## 文教福祉委員会

9月定例会で、付託された議案10件について報告する。

## ◆学校設置条例及び夜間照明施設条例の一部改正

問 学校設置条例における大滝中学校の名称を削除することは、長年慣れ親しんだ学校に対する地元の感情を考慮すれば少しでも遅らせるべきと考える。事務手続き上ならば、12月議会もしくは3月議会では間に合わないのか。

答 大滝地区の保護者や地元の方々と意見交換を行い、心情に配慮しながら進めてきた。これ以上遅らせることは難しい。

## ◆保育の実施に関する条例の一部改正

◆ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

○以上3件は、原案のとおり可決

## ◆重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

意見 支給対象除外者として「重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者」が加えられるというのは、生涯を通して医療が必要な障がい者に対する年齢差別は非難されるべき行為であり、反対する。

○挙手多数により可決

## ◆保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例

## ◆一般会計補正予算(第5回)

問 水痘と肺炎球菌の予防接種事業の年齢、対象者、自己負担は。

答 水痘の予防接種は新たに定期接種化されたもので自己負担はない。対象者は1歳以上3歳未満となるが初年度においては経過措置として3歳以上5歳未満も対象となる。高齢者の肺炎球菌の予防接種は、定期接種のB類となったことから補助額を4500円へ増額した。対象者は65歳であるが、65歳以上の方すべてが接種できるよう今後5年間は65歳以上の方を5歳刻みで対象として実施する。

問 小学校の普通教室のエアコン設置に関し、今回の4校を決定した過密割合とはどのようなものか、またリースにより全校に一度に設置することはできないか。

答 児童生徒数を学級数で割った1教室当たりの児童生徒数が多い学校を過密割合が高いとしている。またリースよりも購入した方が補助金の面で有利であり、市の財政との兼ね合いから、全小中学校への設置の目安として4年間とした。

## ◆国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

## ◆後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

## ◆介護保険特別会計補正予算(第1回)

## ◆市立病院事業会計補正予算(第1回)

問 電子カルテ導入のメリットは。

答 紙のカルテがなくなるため受け付けを行ってからカルテを運ぶ手間がなくなること、救急などで運ばれてきた患者さんに対し、その患者さんを診たことがない医師でも電子カルテにより事前に情報を得られること等が挙げられる。

## 意見書

9月定例会の最終日に、議員提出議案の意見書2件が提出され、審査の結果、すべて原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁等に送付されました。内容については、次のとおりです。

## 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。

その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。

2 モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。

3 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

## 「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

2 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。

3 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

## 用語解説

趣旨採択…請願の願意については十分に理解できるが、時期、場所、構造または金額などが願意に沿い、難い場合には「趣旨採択」として、便宜的に「趣旨には賛成である」という意味の議決をすることがあります。

## 9月定例会で審議した議案、請願の結果

| 議案、請願の件名         |                           |      | 会派ごとの賛否                                                                                       |          |          |         |    |           |    | 議案、請願の件名             |                                                         |      | 会派ごとの賛否   |          |          |         |    |           |    |
|------------------|---------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|---------|----|-----------|----|----------------------|---------------------------------------------------------|------|-----------|----------|----------|---------|----|-----------|----|
|                  |                           |      | 清流<br>11人                                                                                     | 共産<br>3人 | 公明<br>2人 | 絆<br>2人 | 清野 | 無会派<br>竹内 | 金崎 |                      |                                                         |      | 清流<br>11人 | 共産<br>3人 | 公明<br>2人 | 絆<br>2人 | 清野 | 無会派<br>竹内 | 金崎 |
| 案<br>例           | 市営住宅条例の一部改正               | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  | 平成<br>25<br>年度<br>決算 | 一般会計決算の認定                                               | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 学校設置条例及び夜間照明施設条例の一部改正     | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 国民健康保険特別会計決算の認定                                         | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 水道事業給水条例の一部改正             | 原案可決 | ○                                                                                             | ×        | ○        | ○       | ×  | ○         | ×  |                      | 後期高齢者医療特別会計決算の認定                                        | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 保育の実施に関する条例の一部改正          | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 介護保険特別会計決算の認定                                           | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正 | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 下水道事業特別会計決算の認定                                          | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正   | 原案可決 | ○                                                                                             | ×        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 農業集落排水事業特別会計決算の認定                                       | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 保育の必要性の認定に関する基準等を定める条例    | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 戸別合併処理浄化槽事業特別会計決算の認定                                    | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
| 補<br>正<br>予<br>算 | 一般会計補正予算（第5回）             | 原案可決 | ○                                                                                             | ×        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 公設地方卸売市場特別会計決算の認定                                       | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 国民健康保険特別会計補正予算（第1回）       | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 駐車場事業特別会計決算の認定                                          | 継続審査 | -         | -        | -        | -       | -  | -         | -  |
|                  | 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）      | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  | 水道事業決算の認定            | 継続審査                                                    | -    | -         | -        | -        | -       | -  | -         |    |
|                  | 介護保険特別会計補正予算（第1回）         | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  | 市立病院事業決算の認定          | 継続審査                                                    | -    | -         | -        | -        | -       | -  | -         |    |
|                  | 下水道事業特別会計補正予算（第1回）        | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  | 議員提出議案               | 産後ケア体制の支援強化を求める意見書                                      | 原案可決 | ○         | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |
|                  | 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）     | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書                  | 原案可決 | ○         | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |
|                  | 戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）  | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 議会基本条例制定特別委員会設置に関する決議                                   | 原案可決 | ○         | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |
|                  | 公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）     | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 水道料金値上げに関する条例の撤回を求める請願                                  | 不採択  | ×         | ○        | ×        | ×       | ○  | ×         | ○  |
|                  | 駐車場事業特別会計補正予算（第1回）        | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願                         | 趣旨採択 | ○         | ×        | ○        | ○       | ×  | ○         | ×  |
|                  | 市立病院事業会計補正予算（第1回）         | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  |                      | 【この請願を「趣旨採択」とすることについて採決しました。「趣旨採択」については、9ページを参照してください。】 |      |           |          |          |         |    |           |    |
|                  | 市道の廃止について                 | 原案可決 | ○                                                                                             | ○        | ○        | ○       | ○  | ○         | ○  | 請<br>願               | 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回と戦争参加を進める立法措置を請じないよう求める請願   | 不採択  | ×         | ○        | ×        | ×       | ○  | ×         | ○  |
|                  |                           |      | 清流：清流クラブ（11人） 共産：日本共産党秋父市議会議員団（3人）<br>公明：公明党（2人） 絆：市民の会・絆（2人） 無会派：会派に属さない議員<br>※議員は人数に含まれていない |          |          |         |    |           |    |                      |                                                         |      |           |          |          |         |    |           |    |

清流：清流クラブ（11人） 共産：日本共産党秩父市議会議員団（3人）  
 公明：公明党（2人） 絆：市民の会・絆（2人） 無会派：会派に属さない議員  
 ※ 議長は人数に含まれていない。

○：賛成 ×：反対 ○/○：賛成人数/会派人数

## 市政への質問

一般質問は、市政に関わる市の考えを聞いたり、議員が政策を提案したりするものです。各議員の質問項目は下記のとおりです（質問順に掲載）。

|                                                                                                 |                                                                                                   |                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>① 落合 芳樹（清流クラブ）</b><br>1 土砂災害防止<br>2 人口減少問題<br>3 空き家対策<br>4 教育行政                              | <b>⑥ 福井 貴代（公明党）</b><br>1 産科医療体制の取り組み<br>2 大人版・救急電話相談の導入<br>3 小中学校にエアコンの設置<br>4 市庁舎・市民会館入札不落その後の状況 | <b>⑪ 斎藤 捷栄（日本共産党秩父市議会議員団）</b><br>1 金婚表彰を通知制に出来ないか<br>2 対策が望まれる迷惑電話<br>3 安心して徘徊できる街づくりという発想 |
| <b>② 荒船 功（清流クラブ）</b><br>1 市庁舎・市民会館の建設計画<br>2 市立保育所の再編計画<br>3 福祉の充実（高齢者健康対策）<br>4 市道原谷 69 号線の改修  | <b>⑦ 清野 和彦</b><br>1 生物多様性地域戦略の策定<br>2 秩父市の再生可能エネルギー政策<br>3 水道事業の詳細、原水保全、漏水対策等                     | <b>⑫ 大久保 進（公明党）</b><br>1 防災対策<br>2 ヘルプカードの導入<br>3 空き家対策<br>4 ゆるキャラの応募                      |
| <b>③ 江田 治雄（市民の会・絆）</b><br>1 民泊事業を推進し、地域活性化を図ろう<br>2 いじめ撲滅に向けた条例制定を<br>3 有害鳥獣対策実施隊設置の進捗状況は       | <b>⑧ 出浦 章恵（日本共産党秩父市議会議員団）</b><br>1 さまざまな障がいを知り共に生きること<br>2 キッズパークのトイレ改修<br>3 土砂たい積                | <b>⑬ 松澤 一雄（清流クラブ）</b><br>1 秩父ならではの観光政策<br>2 無電柱化政策<br>3 農業振興と太陽光パネルの設置                     |
| <b>④ 木村 隆彦（清流クラブ）</b><br>1 振り込み詐欺の現状および対策<br>2 選挙の投票率<br>3 野良猫対策<br>4 定住自立圏構想における障がい者支援         | <b>⑨ 金崎 昌之</b><br>1 市民満足度調査の活用を<br>2 ユニバーサルデザイン条例制定を<br>3 医療・介護で高齢者の移住受入を                         | <b>⑭ 高野 宏（清流クラブ）</b><br>1 ゴミ問題、町会の立場、役割は<br>2 ごみステーション<br>3 ペットの糞害<br>4 害虫防除対策 他           |
| <b>⑤ 竹内 勝利</b><br>1 秩父 BMX サイクルの現在と今後<br>2 市役所本庁舎および市民会館の今後<br>3 火葬場建設の今後<br>4 秩父市太陽光発電（メガソーラー） | <b>⑩ 山中 進（日本共産党秩父市議会議員団）</b><br>1 子育て支援<br>2 第6期介護保険制度<br>3 防災<br>4 水道料金値上げ                       |                                                                                            |

※ 市議会ホームページのインターネット中継で、一般質問の様子をご覧いただけます。

## 一般質問

## 土砂災害防止

**問** 土砂災害警戒区域や特別警戒区域を指定する手順は。

**答** 初めに基礎調査の事前説明会の開催、次に専門業者の調査員による基礎調査の実施、基礎調査の結果説明会の開催、県から市への区域指定についての意見照会および回答、県による告示で区域の指定となる。

**問** 指定されたらどうなるのか。

**答** 土砂災害警戒区域に指定されると、土砂災害から生命および身体を守るため、市で警戒避難体制の整備を図る。次に土砂災害特別警戒区域に指定されると、さらに、住宅地分譲等の特別の開発行為は許可制となり、災害により想定される衝撃に対して建物の構造が安全であることを求める建築物の構造規制、また、移転等の勧告があり、勧告による移転者への融資等の対象となることがある。

**問** 秩父市内の土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の数と指定率はどのくらいか。

**答** 9月1日現在、危険箇所は、839か所。警戒区域は531か所、このうち特別警戒区域219

清流クラブ 落合 芳樹

おちあい よしじゅ



か所。指定率は63・3%である。

**問** 市長が発表する避難情報とは。

**答** 避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階がある。

**問** 市が指定する緊急避難場所は。

**答** 秩父市では緊急避難場所の指定はしていないが、来年度の防災計画の見直しに合わせて指定を行う予定である。なお、一時集合場所は、避難遅れの人がいらないか確認するために、地域ごとに定め



広島土砂災害等についての新聞の報道

- ◎人口減少問題
- ◎空き家対策
- ◎教育行政

## 家庭児童相談事業について

清流クラブ 荒船 功

あらふね いさお



**問** 全国の児童相談所が昨年度対応した児童虐待の件数が7万3765件で、過去最多を更新した記事が掲載されていた。

秩父市の家庭児童相談事業について、成果報告を見ると、22年度919件、23年度1077件、24年度1118件、25年度1374件と増加傾向にある。

この成果報告書の数字から、秩父市の児童相談について、どのような傾向が想定されるか。

**答** この事業は、児童福祉法により規定されていて、虐待の未然防止・早期発見等を中心に積極的な対応が求められており、秩父市は福祉事業所内に相談室を設置して対応している。

指摘のとおり相談件数も増加傾向にあり、相談の種類は学校生活での人間関係・登校拒否・非行・家族関係では、身体的・性的・心理的虐待及び経済的環境など多岐に渡っている。

秩父市で増加している相談種別は、虐待の要因を含む相談が多く、23年度245件、24年度321件、25年度392件で、児童虐待による死亡事件等が相次ぎ報道されて



秩父市の家庭児童相談室

## 一般質問

### 民泊事業で地域活性化を



市民の会・絆 **江田 治雄**  
えだ はるお

**問** おもてなし観光公社が窓口で進めている民泊事業の内容と、今後の進め方について

**答** 今年7月に東京江戸川区の中学生193人が、2泊3日の日程で秩父地域の民家72軒に分かれて泊まり、農作業やその家の手伝い、食事の準備と一緒にを行い、秩父地域の生活体験をしてもらった。この民泊事業は秩父地域生活そのものが観光資源となる事業であり、ボランティアではなく宿泊料・体験料をいただくことから、交流人口の増加、将来の地域活性化に寄与する事業である。

訪れた生徒たちは秩父地域を「第二のふるさと」と思ってくれるようになり、将来リピーターになることも期待している。今後とも既に10月に京都の高校生2百人が来秩する。さらに来年度三校の受け入れが決まっており、今後も協力家庭を確保し地域活性化に繋がるよう進めていきたい。

### 子どもいじめ防止条例を

**問** いじめの現状はどのように把握しているか、防止条例策定の考えはあるか。

**答** 25年度秩父市のいじめ認知件数は、小・中で55件あった。いじめの内容は、「悪口や脅し文句」「遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする」「集団で無視や仲間はずれ」等である。

今後も学校現場におけるいじめ防止の取り組みを一層強化していく。「いじめ防止条例」制定に向けて準備している。市民の皆様と共に子供を見守り育んで行きたい。



体験学習で手打ちうどんを作りました

◎有害鳥獣対策のについて

### 野良猫対策



清流クラブ **木村 隆彦**  
きむら たかひこ

**問** 野良猫の現状について

**答** 市の野良猫の現状を把握する目安として苦情件数がある。平成25年度で15件、今年度は既に10件寄せられている。内容については、フン尿被害によるものがほとんどである。また、やむをえない理由で埼玉県動物指導センターが収容し、殺処分された猫の数は、平成23年度2740匹、24年度2309匹、25年度1645匹である。

市に寄せられる苦情相談の中にも、猫を捕獲して処分してほしいという内容もある。しかし、市では愛護動物の猫を捕獲して処分することはできない。そのため、今年度、野良猫対策補助金を創設した。

**問** 補助金の利用状況は

**答** 現在15件の申請があり、7件の不妊・去勢手術が実施された。

**問** 野良猫対策について

**答** 野良猫を増やさない手段として地域猫活動がある。地域猫活動とは、地域の皆様とボランティアグループなどが協力し、地域に棲む飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施して繁殖を抑制し、その猫が一代限りの寿命を全うするまでの間、エサやりのルール化、ト



シェルターに保護された猫

イレの設置やフンの回収など、適切な管理を行う活動のことである。野良猫の苦情や相談が多い地域を中心に、すでにボランティアの方々が地域猫活動を行っており、地道に野良猫による被害減少に向けた取り組みを始めている。

**問** 県の地域猫活動の補助金を利用できないか

**答** 町会のご理解とご協力体制が整えば県の補助金を申請したいと考えている。

## 一般質問

秩父BMXサイクルの  
現在と今後たけうち かつとし  
竹内 勝利

**問** ナイター施設の必要性、タイム計測システムの設置、インターネット環境の充実は。

**答** 平成22年オープン以来、知名度が低かったが、市内の小学生が世界大会に日本代表選手として出場するなど市民の理解が得られ利用拡大が進み、秩父市長杯を始め、ジャパンカップや自主開催での定期戦など年間で7戦を開催し利用拡大に努めている。夏場の涼しくなる夜間にオープンすることにより利用拡大に繋がると思う。スタッフの勤務時間や施設の効率的な設置方法などの研究をしていく。国内のBMXでタイム計測機器の設置をしている事例は無いことから、他のコースに先駆けて設置することで、誘客促進に繋がると大きな期待が出来る。

**●市役所本庁舎及び市民会館**

**問** 今後の予定について

## ●火葬場建設

**問** 今後について

**答** 実施計画が完了し、入札告示を10月に行い11月下旬に入札を実施し、仮契約を行った後、12月下旬に広域組合議会に上程する議会で可決されれば、平成28年10月には、新火葬場での業務を始める予定。



秩父滝沢サイクルパーク BMX コース

◎秩父市太陽光発電

## 安心の産科医療体制整備

ふくい たかよ  
公明党 福井 貴代

**問** 産科医療体制整備に向けた、関係者の努力により、現在は落ち着いている状況と思うが、今後は里帰り出産も全て受け入れられるよう更なる整備が必要と考える。常勤医師の常駐化や産婦人科医療施設整備助成金支給制度の導入により、産科医療体制の充実をはかると共に、不足する婦人科の整備で産科を支えることも必要と思う。婦人科の現状と見解を伺う。

**答** 埼玉医科大学の関連病院も産科が不足しており、常駐派遣は難しい。また新たに開業する産科医療機関を受け入れた場合、経営面で難しいと推測している。秩父地域の産科医療は、市内産科医療機関と埼玉医科大学関連2病院、市立病院の連携維持の継続を最優先にし、新たな支援策に取り組む。婦人科についても、医師の高齢化等により減少している状況だが、郡市医師会や秩父産婦人科医師会、市立病院と連携して婦人科の維持を進めていく。

**●大人版・救急電話相談の導入**

**問** 大人版・救急電話相談サービス

スの事業内容と導入の取り組みは。  
**答** 名称は「大人の救急電話相談（#7000）」目的は、急病への不安を解消し、軽症患者の救急病院等への集中による救急担当医の負担を軽減し、適正受診を促進する。10月1日より事業開始予定。相談時間は、毎日18時30分から22時30分。電話番号は#7000。



「おなかに赤ちゃんがいることを伝える」マタニティーマーク

◎小中学校にエアコンの設置  
◎市庁舎・市民会館入札不落、その後の状況と取り組み

## 一般質問

水道事業の計画と  
漏水修繕についてきよの  
かずひこ  
清野 和彦

**問** 耐震化基幹管路A・Bルート計画の詳細は。

**答** Aルートは平成28年度～37年度で橋立浄水場から国道140号を通り大野原交差点まで約8kmを整備、約24億円。Bルートは平成34年度～37年度で県土整備事務所前交差点からAルートより分岐し県道小鹿野影森停車場線、中央通り線、東京電力前交差点までの約2.5kmを整備、約7億円。両ルートとも別所系の既設管に接続し、ループ状に別所浄水場の配水系統への送水が可能となる。老朽化した橋立浄水場からの三系統の既存管路は廃止。

**問** 緊急漏水修繕工事の実績は。

**答** 平成20年度～25年度で配水管、給水管合わせて3964件、費用は3億1560万円。

## ●再生可能エネルギー政策

**問** エルゴ社とのメガソーラー予定地の賃貸借契約が遅れた理由は。

**答** エルゴ社内の組織統制、日本の取引や法制度、商習慣への理解不足、膨大な契約内容、特定の資金調達方法へのこだわり等が要因。  
**問** この6月に発表された秩父市



一緒にちちぶの水道の未来を考えましょう

## ●生物多様性地域戦略

**問** 環境立市をめざす秩父市として生物多様性地域戦略の策定は。

**答** 策定に向け検討していきたい。

**問** 木質バイオマス発電事業の詳細は。

**答** 民間主導。市は出資せず側面的な支援。平成27年度中の運用開始を目指している。間伐後の林地残材、街路樹等の剪定枝や建築廃材等による木質チップ年間2万トンを原料に発電規模2メガワットを予定。事業用地については交渉中。

改修が求められるキッズ  
パークの障がい者トイレいづら  
あきえ  
日本共産党秩父市議会議員団 出浦 章恵

**問** キッズパーク建設当時、障がい者トイレにオストメイト（人工肛門の方対応）の設置を要望し実現したが、今回必要とされているベッドやシートを要望してこなかった。十分ではなかったことを反省し、今回要望について対応をお願いしたい。考えは。

**答** ユニバーサルシート（大人用のおむつ交換ベッド）の設置は、現状のトイレにこれ以上のオプション設備のスペースがない。今後、施設の改修・整備の際には検討したい。車いすが必要な障がいのある方の着替えやおむつ交換に1階の緊急時用の救護室をと考えている。ベッド、カーテン、流し台、エアコン設置がある。満足してもらえないかもしれないが利用をお願いしたい。

## ●あいサポート運動について

**問** あいサポート運動を行う考えはあるか。また、企業にもご協力をいただき、サポーターになってもらう考えは。

**答** 多様な障がいの特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障がいのある方に対して



改修が求められるキッズパークの障がい者トイレ

**問** 手話講習会開催の考えは。

**答** 秩父定住自立圏構想事業の一環として実施する方向で秩父郡市の1市4町で協議している。

**問** 手話通訳者派遣制度実施は。

**答** 市独自の事業実施は、引き続き関係団体と協議、検討する。

## 一般質問

## 市民満足度調査結果の活用を



かなさき まさゆき  
金崎 昌之

**問** 調査は5年5回目という一つの節目を迎えており、「重要度は高いのに満足度が低い」に固定化している雇用や市立病院の充実等の施策について、満足度の上昇に具体的に結びつく取り組みが求められていると考えるが。

**答** 28年度からの総合振興計画に活かすことを考えている。

**問** 他市で行っているように、自由記述欄に記された市民の声を公表する考えは。

**答** 検討したい。

## ユニバーサルデザイン条例制定を

**問** ユニバーサルデザイン(UD)の推進を条例化し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを内外にきちんと示すことは、居住者にもとより移住促進や秩父の観光発展等にも寄与すると考えるが。

**答** 「秩父市UD行動方針」を定めて6年、改めて周知の必要性を感じている。条例制定でなく、このUD行動方針に基づいて「人に優しく、環境に優しく、そして未来のために優しいまちづくり」を進めていきたい。

## 医療・介護で高齢者の移住受入を

**問** 今、大都市に居住する高齢者の移住受入を目指す自治体が現れている。雇用の確保・創出が最大の課題となっている秩父市としても、来るべき介護・医療での雇用拡大をめざして、研究・検討を始める必要があると考えるが。

**答** 雇用の拡大というメリットと、保険料の増大というデメリットがあるので、研究を重ねていくことが望ましい。

障害者用トイレの改善を  
母子の願い 議会動かす

秩父市議会に提出された「秩父市のユニバーサルデザインに関する条例」が、全議員の賛成で採択された。この条例は、障害者や高齢者の利用がしやすいよう、公共施設にユニバーサルデザインを導入することを求めるものである。

秩父主婦の請願、市議会が採択



「秩父市のユニバーサルデザイン化に関する請願」採択を報じた新聞

実体験訴え 署名4000筆集める

「秩父市のユニバーサルデザイン化に関する請願」は、秩父市議会に提出された。この請願は、障害者や高齢者の利用がしやすいよう、公共施設にユニバーサルデザインを導入することを求めるものである。

## 子育て支援と高齢者支援

日本共産党秩父市議会議員団

やまなか すずむ  
山中 進

## 子ども子育て新制度は

**問** 新制度においては「国が一定の省令や基準の策定をし、その省令や基準に地域の実情に応じた基準の策定をする」とされているが。

**答** 児童福祉法24条1項については、市が保育の実施責任を果たす。補助金については、新たに3事業が新規事業として追加、交付金が一括化され、削減されない。保育

所以外の保育を必要とする認定こども園等については、それぞれの施設と直接契約となる。

今後の学童保育運営基準は国や県の運営基準を指標とし新条例を作っていく。

## 改定された介護保険の現状は

**問** 要支援者が介護保険から外れる市の総合事業になるが支援は。利用料が1割から2割負担となる。特別養護老人ホーム入所条件が要介護3以上となるが現在、利用している人、入所希望者は。食費や部屋代は。介護保険料の値上は。

**答** 要支援者サービスは平成29年4月から介護予防・日常支援事業開始となる、包括支援センターを

中心に関係者と協力体制を取りサービスの維持をはかる。要介護1・2の認定者は現行通り入所希望は事情により入所は可能。保険料の値上げは避けられない。

## 水道料金の値上げについて

**問** 29年間料金の値上げをしなかったこと、石綿管の布設替えや耐震化工事を怠ってきた責任は。

**答** 平成10年に赤字の計上が予想されたが値上げしなかった。石綿管の更新は、水道の広域化を行う団体を対象に補助される、広域化促進補助金を活用し進めたい。



子どもたちの未来のために

◎防災について

## 一般質問

### 市民生活の安心・安全を めざして

日本共産党秩父市議会議員団

さいとう かつしげ  
斎藤 捷栄



#### ●金婚表彰の通知制

**問** 現在申し出で「申請制」で受け付けている金婚表彰対象者について、通知制を採用できないか。また申請忘れで過ぎてしまった方の救済についてはどうするか。

**答** 戸籍法との関係で、職員による婚姻日調査ができないことから「申請制」を取らざるを得ない。申請忘れの人については、遅れての申請も受け付けている。いずれにしても積極的に申請してほしい。

#### ●迷惑電話対策

**問** 広範囲に発生した迷惑電話に対して、警察や電話会社との連携、連絡はどうであったか、また今後の対策はどのように考えているか。

**答** 警察も電話会社も多くの問い合わせを受けたが、事件性がないため捜査には至っていない。電話会社の調査では原因不明で対応の仕様が、とのことであった。ただ、特定個人や家庭が狙われていることではないことが分かって安心した、との声が多く聞かれることから、そうした状況について、何かの方法でお知らせする手段を関係各方面とも連携しながら検討

していきたいと考えている。

#### ●認知症徘徊対策

**問** 高齢化が進み、認知症徘徊高齢者の増加が予測される中、徘徊を防ぐというより、逆転の発想による「安心して徘徊できる街づくり」こそ求められるのではないか。

**答** 市はこれまで約5千人の認知症サポーターを養成してきた。今後は認知症に対する正しい理解と対応の重要性に鑑み、徘徊高齢者への声掛け模擬訓練などの実施を検討していきたいと考えている。



各地で進む認知症徘徊対策

### 防災対策について

**問** 防災ハンドブックの見直しと危険地域の周知徹底をすべきではないか。

**答** 東日本大震災を契機に県による見直し作業が進められ、平成26年3月に報告書が発表されたことから、平成27年度に最新の情報をもとに作成できるように検討を進めている。

**問** 土砂災害特別警戒区域を市民に周知徹底をすべきでは。

**答** 9月16日に埼玉県が追加指定し、658か所が土砂災害警戒区域、また、警戒区域の内336か所が土砂災害特別警戒区域となった。この地域には地元説明会等を実施し周知されている。これ以外の地域は県が作成したマップを10月には配布出来るように進めている。市内全域の配布は、防災ハンドブックの作成時に地域ごとの危険箇所マップを配布する。

#### ●ヘルプカードについて

**問** 緊急時や災害時に、障がいや難病のある方が効果的な支援を受けるために必要なヘルプカードを作成する考えは。

**答** 現在、窓口の受付カウンター

公明党

おおくぼ すずむ  
大久保 進



においてNTT東日本から提供頂き「電話お願い手帳」を配布している、ヘルプカードについては、既に導入している自治体等から情報を得るとともに、導入について関係部局と協議、検討していく。

#### ●ゆるキャラについて

応募状況は。

**答** 日本全国から671点の応募があり「選定委員会」で一次選考を実施し、市内小・中学校の児童・生徒に投票してもらい、決定する。



秩父市防災ハンドブックと電話お願い手帳

◎ 空き家対策について

## 一般質問

観光行政について  
秩父ならではの観光政策清流クラブ 松澤 一雄  
まつざわ かずお

**問** 入込客数の推移、ミューズパーク、羊山公園の利用状況は。

**答** 東日本大震災が起きた平成23年度を除き、毎年400万人前後で推移している。最近では西武鉄道のCMやアニメ効果により、公共交通機関利用者も増え、観光客は増加している。

**問** スポーツの森の管理運営が民間に移転したが、現在の状況は。

**答** 今年のGWが飛び石連休であったこと、6月の土日に雨天が多く伸び悩んでいたが、7・8月の夏休み期間は盛況であった。なお、市として今年度これらの施設への運営経費の予算計上はない。

**問** 芝桜の雑草対策について

**答** 除草作業は、シルバー人材センターと芝桜除草ボランティアによる除草作業に加え、スギナを根絶する土壌改良材としての肥料により除草し、芝桜公園を管理する。

**問** 秩父の持つ観光資源、歴史、風土、地形等を活用した秩父ならではの観光政策について

**答** 秩父には数多くの観光資源があり、他地域にない強みを持っているが、現在この数多い資源を繋いでいく力が不足し、観光誘客に

結びつかない問題もあり、今おもてなし観光公社で「地域旅」に重点をおいた「着地型観光」を進め、地域全体の魅力発信を考えている。また文化的資源の活用は、「保全・継承」も大切であり、単に「資源を売り出す」だけでなくその希少性、重要性を認識したうえで飽きの来ない資源活用を図る。



山地から盆地へ（浦山ダムから望む）

◎無電柱化政策について  
◎農業振興と太陽光パネル設置

## ごみ問題について

**問** ごみ問題について、町会の立場役割をどのように考えているか。

**答** 一般廃棄物としてのごみ収集は秩父広域市町村圏組合の事務となっており、構成団体1市4町が、億単位の負担金を払いつつ協力している。市と町会の立場、役割については、ごみ収集業務が、日々支障なく行われているのは、ごみカレンダーの配布からごみ集積所の管理に至るまで町会の協力によるものであり、市全体のごみ問題への対応や広域組合との調整等は行政が行うべきですが、集積所の設置管理等は、町会により進めていくことが、適正であると考えている。

**問** ごみステーションの設置についての市からの指導は。

**答** 街中のごみ集積所の設置について、市が集積所を設置することになると、現在のような細分化された集積所ではなく、拠点型にならないを得ず、集積所が遠くなる等住民が不便になるので、現行どおり町会にお願いしたい。

**問** ペットの糞害等の対処は。

**答** 犬猫等の糞害等の対処については、飼い主のマナーに委ねる部分が大きく、引き続き、ねばり強

く広報等の啓発を行っていく。  
**問** 市の害虫防除対策は。

**答** デング熱や外来種の害虫が発見されるなど、人への健康影響が危惧される問題が起きているが、現在秩父市での発生はないが、国、県と連携し、動向を注視していく。

清流クラブ 高野 宏  
たかの ひろし

郊外のごみ集積所



街中のごみ集積所

◎教育行政について。  
◎町会・自治会の役割、運営

# 10月臨時会

10月臨時会(10月6日開催)では、市長提出議案1件、一般会計補正予算(第6回)秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館(以下本庁舎等)建設工事関連予算を審議しました。

## 審議した議案、請願の結果

| 議案名           | 議決結果 | 会派ごとの賛否   |          |          |         |                 |
|---------------|------|-----------|----------|----------|---------|-----------------|
|               |      | 清流<br>12人 | 共産<br>3人 | 公明<br>2人 | 絆<br>2人 | 無会派<br>金崎<br>2人 |
| 一般会計補正予算(第6回) | 原案可決 | ○         | ×        | ○        | ○       | ×               |

○：賛成 ×：反対 ○/○：賛成人数/会派人数

清流：清流クラブ  
共産：日本共産党秩父市議会議員団  
公明：公明党  
絆：市民の会・絆  
無会派：会派に属さない議員  
※議長は人数に含まれていない。

## 一般会計補正予算

### 質疑

**問** 本庁舎等の建設の財源として合併特例債32億5千万円を活用するとなっているが、26年度の活用を含めてどれくらいの活用になるのか。

**答** 今後の合併特例債の活用の見通しでは、当初見込んでいた額よりも多めに使うことになった。当初100%まで使わずに抑えたいと考えていたが、活用期間が5年間延長となり、有効活用が図れることとなった。今後、全額使うことになるかは今後の事業計画の状況による。今回の32億5千万円を本庁舎等に使おうとすると26年度に予定していた活用額と本庁舎等に充当する金額をあわせると約81%の活用見込みとなる。

**問** 国の補助金である都市再生整備計画事業の詳細について。

**答** 都市再生整備計画の計画認定により事業を行うこととなるが、その中の市民会館のホールの部分を地域交流センター事業という位置づけとして事業を進めている。要綱上、事業費の最高限度額が21億円、補助率はその

概ね40%とされており、従って補助金額は8億4千万円を予定。残りの1千万円は建築物安全ストック形成事業という整備事業の内、耐震の関係で設計費の補助金を約1千4百万円の交付を受けているので、あわせて8億5千万円を計上した。

**問** 物価は今後も高止まると予測されており、昨年からの今年6月までの急激な上昇は、鈍化するものと予測される根拠は。

**答** 設計者からの情報。着工面積当たりの値上りが鈍化傾向。建設に係る業者数が増加傾向。建設価格は現在のポイントで留まる予想。高止まりなので価格が下がっているわけではない。

**問** 58億円から65億円への増額は2月の単価を8月の単価に置きかえた額であるはずだが舞台装置、音響機器などすべて含まれているのはなぜか。

**答** 5月に見立てていた残りの資金を舞台にかけ

る予定だった。市民要望を活かした形で出来るように予算の補正をした。

**問** 住民投票の実施は検討しなかったのか。

**答** 市民の代表者としての議員に理解してもらったことが基本。一部の議員から住民投票に関する要請を受けたが、本来であれば市民の方が要請するものである。

**問** 以前は免震構造という説明だったが、耐震構造とされた経緯および今計画の防災拠点についてまた、増額補正分が議案書に記載されていないことについて。

**答** 消防署など同等の災害拠点施設としての耐震構造とし、3階を拠点として、市長、副市長と災害対策会議室や情報機器類の入る部屋、担当職員の待機できる会議室等を確保する。

**問** 継続費の内、当年度の年割額は減額するが、全休事業費としては増額し入札にかけると。

**答** 合併協定や街づくり



外観イメージ

基本構想、総合振興計画における庁舎建設等に合併特例債を使うと云う事はどこにも記載されていない。特例債を使い、市民の事業費の負担は以前より軽減したという説明だが後世の市民が負担を負う事になる。建設費32%もの増額補正だ、多くの市民は豪華な建物は望まない。身の丈に合った建設が望まれるが。

**答** 県と協議し、公共的施設の整備に使えるという答えをもらっている。

**問** 地中熱利用設備を除外したことの理由とそれによる施設機能への影響についてどう考えるか。

**答** 理由は建設費を抑えるため、施設機能には特段影響はない。

**問** 夏は温度が低く冬は暖かい地中熱を利用することでエアコン電力の消費を抑え、ランニングコストも低く抑えられるのではないか。

**答** 地中熱利用設備を設置した場合、10年で設置費用の元は取れる。今回検討を重ねた結果、建設費を抑えるために除外した。今後、環境に配慮した別な形で取り組んでいきたい。

**問** 2月時点の建設費概算と現時点の建設費概算を比較した際の将来的な

市民負担は。

**答** 今回の建設費活用を含め合併特例債は、現在発行限度の81%であり後年度に過度な負担を掛けないう財政運営を進める。

**問** 旧庁舎、旧市民会館建設当時の費用は現在の物価に比べどの程度か、物価の上昇率はおおよそ10倍と想定されるが、当時の市民負担はどの程度か。

**答** 旧庁舎は、建設時2億1千5百万円、市民会館は、2億9千万円、合計5億5百万円で現在の物価でおおよそ50億5千万円となる。当時の財源として、補助金等の記載はなく、起債、一般財源等、ほとんどが市民負担で建設したと思われる。

**討論**

**反対**

本庁舎等の建設に関しては計画当初のコンセプトが2項目にわたり大きく変えられている。一つは免震構造から耐震構造に切り替えられていることであり、二つ目は建設費予算が49億円から58億円へ、さらに今回65億円へと33%も引き上げられていることである。

最初の旧庁舎解体時点から、予算を上回る実施計画に対して「最初から

予算オーバーしていたのでは完成までいくらオーバーするのかわからない」と主張し反対してきたが、その後の推移は主張した通りとなっている。先の入札不落を受けて建設計画当初の初心に帰り計画変更の決断以外に解決の方途はないことを主張、要求してきたが、今回唐突に予算増額、再入札の方針が示された。

将来にわたり人口減少が加速的に進む中で、改めて建設当初の初心に帰り大胆な計画変更を含む決断こそが求められているのである。その立場から、今回の増額補正予算に反対する。

## 賛成

22年12月に「市役所本庁舎及び市民会館建替え調査特別委員会」が設置され、25回にわたる委員会での審議が尽くされた。また、その一方で各種団体、学識経験者、公募市民を交えての「秩父市役所等建設市民会議」を開催し、本庁舎等を現在地に合築して建替える基本方針が策定されたものである。

本庁舎等が無い現状は、歴史文化伝承館での、市民の豊かな文化芸術活動、生涯学習、地域交流の発

展を阻害しているとともに、最近、頻発する地震、豪雨、豪雪等の自然災害から市民を守る危機管理の場の確保、その必要性から本庁舎等の早急な建設は、改めて言うまでもない事である。

今回の補正予算の内容は市民の要望に応え、早期建設を叶えるよう事業費を実勢価格に合わせ、継続費による総事業費が約7億円の大増額となっているが、市当局では、新たな国庫補助金の確保、合併特例債の有効活用等により逆に市民の直接負担を軽減する努力の補正予算である。50年100年後の秩父市の未来を見据えた本庁舎等の建設は、今この時期に成し遂げなければならぬ事業と確信し、提出された議案に賛成する。

## 反対

当議会で様々な質疑が出ているが、このことは9月定例会中に突如急展開した、本庁舎等建設計画について市民の方々の理解が進んでいない状態を表していると考ええる。

市民協働型のまちづくりを進めていくための「市の憲法」ともいえるべき秩父市まちづくり基本条例の第7条及び同条2



項（情報共有のための責務及び権利）、第8条及び同条2項（説明責任）に基づき、市民の方々の不安を払しょくするためにも、広く開かれた十分な市民説明会を開催し、説明責任を果たした後に、議会での審議が行われるべきと考える。市の将来まで影響を与える重大事項である本庁舎等建設について、そのような民主的なプロセスをしっかりと踏まなければ、この決定が将来世代にとっても禍根が残るものになってしまうのではないかと、この懸念を若い世代として持っている。

この臨時会での決定は時期尚早と考え反対する。本庁舎等建設に関わる予算措置である今回の補正予算は、公共工事建設単価の高騰から公共工事が入札不調・不落の事態が続いたいわゆる実勢価格に公共工事の建設単価が追いつかなかったことが大きな要因であると考

## 賛成

本庁舎等建設に關する予算措置である今回の補正予算は、公共工事建設単価の高騰から公共工事が入札不調・不落の事態が続いたいわゆる実勢価格に公共工事の建設単価が追いつかなかったことが大きな要因であると考

えている。執行部においては、有利な補助金の活用と不要と思われる設備のカット等、予算編成の組み替えに努力の後が伺える。

先ほどの質疑においても本庁舎等建設に關するすべての予算が盛り込まれているとの説明があった。当初予算においては市民会館の内装部分の予算が別枠であったこともあり建設総額が不透明なものであったが今回詳しい説明の中で理解できた。

また、建設用地については、企業誘致優先のため、旧秩父セメント第一プラント跡地から現在地に建設することとなった経緯がある。しかしながら、企業誘致については大きな進展が見えない。企業誘致とセメント跡地の有効活用を早期に実現することを強く要望し、この議案に賛成する。

## 反対

「本庁舎等建替え調査特別委員会」で「建設費大幅増額の場合には、早

い段階で公表・説明責任を果たし、市民の理解を得ることを強く要望する」旨が最終意見とされているが、市長公約の建設費49億円から58億円、さらに65億円への増額について、市民への説明責任のあり方、市民との合意の形成が不十分であり、市民に対し改めてはかり直すべきである。

人口減少は予測よりも加速することがうかがえる。29年度から形式収支が赤字となる。「秩父市役所本庁舎と市民会館建設を考える市民の会」の「集会議」でも「合併特例債等の返済も考えると、人口減少と相まって、社会保障、医療、福祉を始め生活基盤整備にも大きな影響を及ぼすことが予想される。建設にあたって設置場所、建築面積、建築費等を見直し、市民に対しさらに十分な説明を行い市民の合意を得て実施することを要望する」とある。

市民への周知も無いまま記者発表、一週間後の臨時会と、一気に決めようとする強引な手法に強く抗議し反対する。

## 賛成

本庁舎等の建設については、設計段階から市民

会議の設置、ワークショップの実施等、市民が協働で検討してきた。市議会でも特別委員会を設置し、市民との合同会議も開催した。

実施設計概算58億円で臨んだ5月の入札は不落到に終わったが、多くの市民の皆さんから早期着工の要望を受けて、今回の再入札の提案となったわけである。建設財源の内訳を比較すると、総事業費は約7億円の増額となるものの、合併特例債の有効活用と都市再生整備計画事業等の補助金の活用により、市の実質負担額は減額となっている。

防災拠点施設整備としての本庁舎建設は、喫緊の課題であり、非常時の対策と意思決定には、現在のような分庁状態の早期解消が望まれる。

また、歴史文化伝承館の公民館機能が損なわれている現状が、文化芸術活動、生涯学習、地域交流の場を著しく阻害していることや、市民会館については、秩父地域の伝統芸能の伝承及び発表の場、児童・生徒の音楽活動、各種イベント会場として絶対に必要であることから、賛成する。

## 決算審査 特別委員会の設置

本委員会は、9月定例会に提出された平成25年度の各会計決算の議案を審査するための特別委員会です。

秩父市議会では、2年に一度、決算審査特別委員会を設置し、閉会中に議案審査を行っています。

### 〈所属議員〉

委員長 新井重一郎  
副委員長 大久保進

委員  
江田 治雄 清野 和彦  
赤岩 秀文 黒澤 秀之  
落合 芳樹 出浦 章恵

## 議会基本条例制定 特別委員会の設置

9月定例会で、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議が可決され、11人の委員が選任されました。

地方分権一括法の施行により、地方自治体の権限が大きくなる中、議会には、二元代表制の下で、これまで以上に市政の監視、調査、政策立案等の機能強化が求められています。

ています。

このため、秩父市議会では、議会の果たすべき役割を明らかにし、市民との情報共有を図り、市民の意思をよりの確に市政に反映させるため、規範となる議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置しました。

### ◎決議内容

- 1 本議会に議会基本条例制定特別委員会を設置し、11人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、特別委員会に対し、議会基本条例に係る調査研究を付託する。
- 3 特別委員会は、議会の閉会中も開催できるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して行うものとする。

### 〈所属議員〉

委員長 五野上茂次  
副委員長 斎藤 捷栄

委員  
浅海 忠 清野 和彦  
竹内 勝利 黒澤 秀之  
福井 貴代 新井重一郎  
落合 芳樹 出浦 章恵  
松澤 一雄

### ◆所属会派の変更

平成26年9月25日付で、竹内勝利議員が「清流クラブ」に所属いたしました。

ありがとう

ございました

### ◆9月定例会の盆栽

9月定例会に盆栽を提供していただいた方は、日本盆栽協会秩父支部の新井清さん（中村町）、堀口正一さん（大野原）です。

新井 清さん提供



堀口正一さん提供



### ●市議会を傍聴してみませんか● 12月定例会の予定

各日、午前10時開会予定

| 日 程                    | 議 事         |
|------------------------|-------------|
| 11月27日(木)              | 開会、議案説明     |
| 12月5日(金)               | 議案に対する質疑    |
| 8日(月)、9日(火)、<br>10日(水) | 一般質問        |
| 11日(木)                 | 委員会         |
| 16日(火)                 | 委員長報告、採決、閉会 |

※ 議場は、吉田総合支所の3階です。

※ 日程は、定例会初日に正式に決定されるため、都合により変更になる場合もありますので、傍聴の際は、議会事務局へお問い合わせください。

※ 委員会の傍聴は、事前に許可が必要です。

## 編集後記

9月定例会では、市民生活に関わる重要な案件で、水道料金の増額改定を盛り込んだ「水道事業給水条例の一部改正」をめぐる活発な議論を展開。また臨時議会では、5月の入札不落以降延期とされていた、市役所本庁舎および市民会館の建設に向けた一般会計補正予算が上程され可決。この様子はNHKニュースでも紹介された。

議案の審議、一般質問、請願に対する討論等、熱心に耳を傾ける市民が増えていく。残念ながら文章だけでは真剣な議論のやり取りを全てお伝えできない。是非議場に足を運び傍聴いただきたい。

議会最終日には、「議会基本条例制定特別委員会」を設置。更なる議会の充実を目指すことに。今後も議会に関心をお寄せ願いたい。

## 編集委員

平成26年10月 福井 貴代 記

委員長 木村 隆彦  
副委員長 福井 貴代  
委員 江田 治雄  
清野 和彦  
赤岩 秀文  
高山 宏  
中野 進